

大阪府支援教育研究会規約

第 1 条 (名 称)

本会は大阪府支援教育研究会と称す。

第 2 条 (事 務 局)

本会の事務所(事務局)の所在地は、該当年度の会長在任校におくものとする。

第 3 条 (目 的)

本会は支援教育の振興を図るを以て目的とし、昭和27(1952)年4月1日設立する。

第 4 条 (事 業)

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 研究会・協議会・講演会等の開催。
2. 大阪府教育庁および関係団体との連携。
3. 各部の活動
A 研究部 B 行 事 部 C 研 修 部 D 広 報 部
4. その他

第 5 条 (会 員)

本会は大阪府内の支援学校・支援学級(大阪市を除く)を設置する学校及び各種教育機関の教職員、その他、本会の趣旨に賛同するものを以て組織する。

第 6 条 (役 員)

1. 本会には次の役員を置く。
会長1名 副会長2名 書記4名+若干名 会計1名 会計監査2名
支部長(各支部) 幹事若干名 各部役員(各支部4名ずつ)
2. 役員の任務は次の通りとする。
会 長 会を代表して会を総括し、総会を招集する。
 必要に応じて、本部役員会、役員総会を開き、会の運営を図る。
副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代表する。
会 計 会の会計事務にあたる。(順番入れ替え)
書 記 会の事務を処理する。
支 部 長 地区を代表し、会の運営にあたる。
幹 事 支部長を補佐し、本会および各支部の運営にあたる。
会計監査 会の会計を監査し、総会に報告する。
各部役員 各部活動の運営にあたる。

第 7 条 (役 員 の 選 出)

役員の出選は次の通りにし、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
正副会長及び書記・会計・会計監査は本部役員会で会員の中より推薦し、総会の承認を得て決定する。
支部長・幹事・各部役員は地区毎に選出する。

第 8 条 (会 の 運 営)

1. 本会は運営のために事務局を置く。
2. 本会は運営のために次の会議を行う。

総会	定例総会は毎年1回行い、決算の承認、規約の改正、予算並びに事業計画、その他重要事項の審議を行う。臨時総会は必要に応じて随時開くことができる。
本部役員会	会長が各役員を招集し、総会の議案・役員総会の議案・本会の運営・その他総会の承認を必要としない事項について審議し、役員総会に提案する。
役員総会	会長が本部役員、支部長、各支部役員を招集し、本会の運営について本部役員会からの提案を審議する。 また、各支部活動についての情報交換を行う。
その他	定例会の他に、重要事項について必要があれば、会長は関係役員を招集し、会の運営について審議することができる。

第9条（顧問）

本会に顧問を置く。顧問は歴代の会長、副会長とする。

第10条（会計）

1. 本会の経費は加盟校園・諸団体並びに個人の負担する会費、その他を以て当てる。
会費は年額1,500円とする。個人加入の場合は年額200円とする。
2. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条（付則）

1. 本会に次の支部を置く。
泉南・泉北（堺市を除く）・堺・南河内・中河内・北河内・三島・豊能
2. この会則は平成14年4月1日より一部改正
この会則は平成19年5月10日より一部改正
この会則は平成20年5月15日より一部改正
この会則は平成21年5月14日より一部改正
この会則は平成22年5月13日より一部改正
この会則は平成23年5月12日より一部改正
この会則は平成28年5月19日より一部改正
この会則は平成29年5月18日より一部改正
この会則は平成30年5月18日より一部改正
この会則は令和元年5月17日より一部改正
この会則は令和2年5月15日より一部改正
この会則は令和3年5月28日より一部改正
この会則は令和5年5月11日より一部改正